

水道料金の基本料金とメーター使用料を減免します。

# 令和8年4月～11月検針分

【手続き不要】

物価高騰の影響を踏まえ、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、町民、業者等の支援を目的に町営水道を使用されている全契約者（※公的機関の公共施設を除く）の水道料金等の減免を行います。

## 【対象期間】 8ヶ月分水道料金

※偶数月検針地区（馬山 西牧 青倉）・・・令和8年4・6・8・10月検針分

※奇数月検針地区（下仁田 小坂）・・・令和8年5・7・9・11月検針分

## 【減免内容】

上水道の基本料金及び水道メーター使用料を減免いたします。

※上水道の使用水量が基本使用料範囲内の場合、料金が発生しないため請求はしません。

※超過料金（従量料金）「使用水量が基本使用料でのご使用いただける範囲（家庭用20m<sup>3</sup>、その他用40m<sup>3</sup>）を超えた場合に、水量に応じて発生する料金」は通常通り請求いたします。

## ・水道料金使用料（2ヶ月）

用途	基本料金	超過料金(従量料金) (1m <sup>3</sup> 増毎)	
家庭用	2,780円 ⇒ 0円	20m <sup>3</sup> まで	-
		21m <sup>3</sup> ～ 40m <sup>3</sup>	172円
		41m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	180円
		101m <sup>3</sup> ～ 200m <sup>3</sup>	188円
		201m <sup>3</sup> 以上	198円
その他用	6,240円 ⇒ 0円	40m <sup>3</sup> まで	-
		41m <sup>3</sup> ～ 100m <sup>3</sup>	211円
		101m <sup>3</sup> ～ 200m <sup>3</sup>	220円
		201m <sup>3</sup> ～ 500m <sup>3</sup>	232円
		501m <sup>3</sup> 以上	246円

(2ヶ月：税抜)

メーター使用料		
13mm	160円	⇒ 0円
20mm	280円	
25mm	320円	
30mm	460円	
40mm	500円	
50mm	1,900円	
75mm	2,540円	
100mm	3,280円	

こちらのメーター使用料が8ヶ月間減免となります。

こちらの基本料金が8ヶ月間減免となります。

## 【申請手続】

※今回の減免にかかる申請手続きは不要です。

検針票には基本料金、メーター使用料減額後の料金が記載されます。

【裏面もご確認下さい】

例) 家庭用、水道メーターの口径が13mmの水栓で、使用料金が2ヶ月で30m<sup>3</sup>の場合

区分	通常料金	減免後	差額
基本使用料 (20m <sup>3</sup> 分含む)	2,780円	0円	△2,780円
水道メーター使用料	160円	0円	△160円
超過料金(従量料金) 30m <sup>3</sup> - 20m <sup>3</sup> = 10m <sup>3</sup>	1,720円	1,720円	0円
消費税	466円	172円	△294円
合計	5,126円	1,892円	△3,234円

例) その他用、水道メーターの口径が25mmの水栓で、使用料金が2ヶ月で100m<sup>3</sup>の場合

区分	通常料金	減免後	差額
基本使用料 (40m <sup>3</sup> 分含む)	6,240円	0円	△6,240円
水道メーター使用料	320円	0円	△320円
超過料金(従量料金) 100m <sup>3</sup> - 40m <sup>3</sup> = 60m <sup>3</sup>	12,660円	12,660円	0円
消費税	1,922円	1,266円	△656円
合計	21,142円	13,926円	△7,216円

※ご不明な点等ありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

《お問い合わせ先》 下仁田町役場 建設水道課庶務係

T E L : 0274-64-8808 (直通)